

【令和５年度第２回かまくら人権施策推進委員会会議録】

１ 日 時：令和５年（２０２３年）１１月２７日（月）

午後２時から３時まで

２ 場 所：鎌倉水道営業所会議室

３ 出席者：【委員】倉田委員長、秋元委員、影山委員、坂上委員

【事務局】矢作地域共生課長、新井課長補佐

※ 傍聴者 なし

４ 議題

(1) 第３次かまくら人権施策推進指針の策定について

ア【説明】第３次かまくら人権施策推進指針の構成について

イ【協議】第３次かまくら人権施策推進指針の素案について

ウ【説明】第２回市民参加型オンライン共創プラットフォームについて

エ【説明】今後のスケジュールについて

(2) その他

５ 配付資料

(1) 【資料１】第３次かまくら人権施策推進指針構成の検討経過

(2) 【資料２】第３次かまくら人権施策推進指針構成図

(3) 【資料３】第３次かまくら人権施策推進指針素案（案）

(4) 【資料４】第２回市民参加型オンライン共創プラットフォームについて

(5) 【資料５】今後のスケジュールについて

６ 会議の概要

出席委員の確認、傍聴者の確認取扱い、会議録等の取扱いについて確認した後、議案の審議に入った。

７ 議事

(1) 第３次かまくら人権施策推進指針の策定について

ア【説明】第３次かまくら人権施策推進指針の構成について

事務局：資料１「第３次かまくら人権施策推進指針の検討経過」をご覧ください。

左側が各分野別施策の現行版の構成となります。それを基に関係課へのヒアリング、市民参加型オンライン共創プラットフォームを経て事務局側で検討

し、新たに項目の追加や名称変更を行い、9月13日の第1回本委員会で報告をさせていただきます。

その際、「ジェンダーと人権」の項目の中にジェンダー平等の観点と、ハラスメントや暴力の観点が混在していてわかりにくいという御意見をいただいたことにより、「暴力の根絶と人権」の項目を追加し、第3次版の構成案が確定しました。

続いて資料2「第3次かまくら人権施策推進指針構成図」をご覧ください。先ほどの資料1の構成案の各分野について、取組も含めた表が資料2となります。左が現行の指針、右が今回の構成案となります。新規の項目には番号の前に「新」という字が入っており、変更箇所は矢印にてお示ししております。

新規及び変更項目について、前回の御説明と重なる部分もありますが、簡単に説明します。

今回の構成案の1「すべての人権」は、各分野を横断する、上位に位置する項目として設けたものです。分野や属性を問わないあらゆる人に対する人権意識の啓発、体制整備を図ります。

2「暴力の根絶と人権」は、当初の事務局案ではジェンダーと人権の中に含まれていましたが、前回の委員会において、ジェンダーの項目の中に「ジェンダー平等」の観点と「暴力やハラスメント」の観点が混在していてわかりにくいという御意見から「暴力の根絶と人権」として別途新規項目を追加したものです。

3「ジェンダーと人権」は、現行版の「女性の人権」からより広く対象を広げるため変更いたしました。関連しまして8「多様な性の尊重」は、現行版「8さまざまな人権」内の「性的少数者の人権」を項目出しし、名称を変更いたしました。ジェンダーと人権、多様な性の尊重ともに、社会的な性別役割の平等や多様な性の理解促進に取り組むことからこのような項目としました。

7「外国につながるのある人の人権」は、現行版の「外国人の人権」から対象を広げました。

11「生活困窮者等の人権」は、現行版「8さまざまな人権」からホームレスに限定せず対象を広げ、項目出ししました。

以上で説明を終わります。

委員長：ただいまの事務局の御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。前回の委員会の議論がだいぶ反映されているようですね。

各委員：(意見、質問なし)

委員長：それでは次の議題について、事務局から説明をお願いします。

イ【協議】第3次かまくら人権施策推進指針の素案について

事務局：資料3「第3次かまくら人権施策推進指針（素案）」をご覧ください。

目次をご覧ください。先ほど資料2に基づいて説明した部分は第4章「分野別施策推進の基本的方向」となります。また、こちらの目次には記載がまだございませんが、巻末に「資料編」として関連法や指針の体系図などを記載する予定でございます。これから本文の説明に入りますが、本文の記載につきましては、現段階で表現のゆれなど統一できていない部分もございます。今後事務局で見直し表現の統一を図っていきます。

続いて1頁、第1章です。

・第1章（経緯・趣旨・位置づけ）

第1章は、指針策定の経緯、趣旨、位置づけ等を記載しています。鎌倉市では、平成31年4月に「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を施行し、市の取組全体の土台となっています。今回の指針の趣旨につきましても、社会状況の変化に伴う新たな人権課題に対する方向性を共有し、お互いを支え合い、自らが望む形で社会とのかかわりを持てる、鎌倉市が目指す共生社会の実現を目指すため、今回改訂する旨を記載しています。

・第2章（基本理念）

4頁基本理念ですが、現行版の2「多様性を認め合い、共に生き、支え合う社会づくり」から、「多様性を認め、互いを思い、安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現」としました。

・第3章（市の基本姿勢）

5頁の市の基本姿勢にも、1番に「共生社会の実現を目指し」という文言を加えています。

・第4章（分野別施策推進の基本的方向）

6頁からが分野別施策推進の基本的方向についての記載です。

それぞれの分野におきまして【現状と課題】の記載があり、次に【特に重要な取組】として先ほどの資料2にも記載のあった各分野の取組が記載されています。記載に当たっては、各課にヒアリングを行い、現在の取組や方向性を踏まえた内容を記載しております。

「1すべての人の人権」については全てが新規項目となり、【特に重要な取組】として8頁に（1）から（3）の3点を記載しています。（1）の意識づくりとして人権教育の推進、啓発の推進、研修の推進をあげており、ほかには（3）自殺対策・孤独孤立対策を記載しています。

「2暴力の根絶と人権」につきましては、現行版の「女性の人権」に記載のありましたセクシャルハラスメントやDVについて対象範囲を広げてそれぞ

れ「あらゆるハラスメント行為の根絶」や DV は「配偶者等に関する暴力の根絶」と記載したほか、新たに「性犯罪・性暴力の根絶」について、国が特に強化する項目であるため新規に記載しました。高齢者及び障害者虐待につきましては、こちらではなくそれぞれの分野に記載する旨今後付記する予定です。

10 頁「3 ジェンダーと人権」については男女共同参画の視点及び令和 6 年 4 月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に伴う取組を記載しています。

12 頁「4 子どもの人権」ですが、14 頁の【特に重要な取組】(3)子どもの貧困対策については、前回の委員会において項目立てをしたほうがよいのではないかという御意見があり、新規で記載したものです。また、(5)「多様な学びの場の保障」を新規に加えました。現指針では「いじめや不登校対策の充実」としていた項目を「いじめ対策」と「多様な学びの場の保障」に分けたものです。続いて 15 頁「5 高齢者の人権」です。16 頁の【特に重要な取組】ですが、(4)「認知症の人を支える体制づくり」(5)「高齢者の社会参加、就業の促進」分野を新規に追加しました。(4)につきましては、「共生社会を実現するための認知症基本法」の公布に伴うものであり、(5)は高齢者雇用安定法の改正に伴うものです。

17 頁「6 障害者の人権」につきましても(6)「インクルーシブ教育の推進」を新規項目として追加しました。

19 頁は従来の「外国人の人権」を「7 外国につながりがある人」と対象を広げています。

21 頁「8 多様な性の尊重」ですが、令和 5 年 6 月に施行された通称「LGBT 法」の趣旨を踏まえ取組を記載しています。

22 頁「9 災害発生時の人権」ですが、【特に重要な取組】については、担当課と調整し地域防災計画や災害対策基本法に記載のある文言や取組に修正しています。

24 頁「11 生活困窮者の人権」について、現行のホームレスへの取組だけでなく生活困窮者全般への取組について記載しています。

25 頁にはさまざまな人権を記載しています。

- ・第 5 章（人権施策推進に向けて）

鎌倉市の役割と施策の進行管理についての記載です。

- ・第 6 章（市民、地域の団体、事業者の皆さんへ）

それぞれの役割についての記載となります。

以上で議題（1）イについての説明を終わります。

委員長：ただいまの事務局の御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

す。

委員：第2章の基本理念の2「多様性を認め、互いを思い、安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現」の「思い」という字は基本理念への記載の際に「思い」と「想い」のどちらを使うのが相応しいでしょうか。

事務局：共生条例で使用している「思い」に併せました。

委員：了解しました。

委員長：全体として、第1回の議論が反映されていますね。それでは本議題について御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

各委員：異議なし

委員長：それでは次の議題について、事務局から説明をお願いします。

ウ【説明】第2回市民参加型オンライン共創プラットフォームについて

事務局：資料4をご覧ください。

今回の策定に当たり、現状を把握し、市民の方の声に沿った指針とするため、オンラインによるプラットフォームで市民の方から人権に関する意見を聴取しました。7月に第1回目を行い、現在11月に2回目を募集しています。内容については資料4のとおり、新規に掲載分野についての取組についての意見を募集しています。以上となります。

委員長：ただいまの事務局の御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

委員：募集期間はいつまででしょうか。

事務局：期間の終わりは特に設けてはいないですが、周知してから時間が経つと投稿数が少なくなるため、1カ月程度を目安にしています。

委員長：私の方からいいでしょうか。素案という形で形は整ってきたんですが、全体として「取り組みます」「進めます」というところがたくさんあります。各部署で具体的な取組をどういう形で進めていくのか、明らかにしていけないとメッセージを投げかけただけで終わってしまう、何年たっても変わらないなということになってしまう。毎年評価をさせていただいているのですが、具体的にどのようなものを推進していくのかということ、これを見て各部署が、事務局の方に御意見を出していただくに進んでいくのかと思うんですよね。提言を出しても各部署でなんとなく過ぎてしまうということがないように。特に行政ではどのぐらいの予算がかかるのか、具体的な取組に対してどのように要求していくのか、これだけ必要なのだから要求していくということを部内で共有するなどが必要になると思います。予算が壁になり、やりたくてもできないということがないように。また、現場に近い人たちには、研修というのが非常に重要になりますね。どのような研修を具体的にどう進

めていくのか、これを検証しないと進んでいけないと思います。研修して学んで何を進めたらいいのか、現場に近いところではそこが一番悩みの種なのではないかと思います。これらのことを何らかの形でフィードバックしていただくような仕組みを、投げっぱなしにならないように。ぜひそのことをお願いしたいと思います。

事務局：研修に関しても、生活環境の変化などがあるので、アップデートできるように考えます。また、分野別施策の最初に「1 すべての人の人権」ということで意識づくりの重要性も記載しています。そこをきちんと達成できるように各部署と連携しながら進めていきます。研修につきましても、対象者や方法を整理していきたいと思います。

委員長：このあたりは大変重要なことだと思います。今はもう来年度の予算は要求されていますよね。また人事異動などで役所は継続的に進められない難しさはあると思いますが、市民にとってとても重要なことだと思うので、しっかり予算だてをしながら進めていただきたいと思います。

それでは次の議題について、事務局から説明をお願いします。

エ【説明】今後のスケジュールについて

事務局：資料5をご覧ください。上から地域共生課、市民参加型共創PF、鎌倉市人権・男女共同参画推進連絡会と続き、4番目が本委員会についての記載となります。本日いただいた意見を踏まえ修正した内容について、12月に庁内での意見照会、また、12月議会の総務常任委員会での報告を予定しております。その後1月に市民パブリックコメントを予定しています。

パブリックコメントを終えた最終の段階で3月の第3回の本委員会で答申をいただく予定です。

以上で議題（1）エについての説明を終わります。

委員長：ただいまの事務局の御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

各委員：（意見、質問なし）

委員長：それでは次の議題について、事務局から何かありますでしょうか。

（2）その他

事務局：先ほどの研修や意識づくりというお話が出たなかで、お話しさせていただきたいことがあります。資料3の素案では、第4章分野別施策推進の基本的方向「12 さまざまな人権」の中に「(4) インターネット等による人権侵害」の記載があります。これは現在の指針と同様の箇所に記載しており、スライドしている扱いなのですが、情報がアップデートしているなかで、10年前と

委員長：変更があるのであればメール等でもよいかと思いますが。インターネットによる人権問題は、色々な人権侵害が考えられますね。インターネットの格差というか、年齢にもよりますが、ついていけない人や、持ちたくても貧困で持てない、Wi-Fi 環境がないなど。タブレットを学校で支給されても自宅でWi-Fi 環境がない子もいますよね。物理的に配られているんだけど、家で宿題もできないということになる。

委員長:それもありますが、機器を配布されたとしても Wi-Fi 環境がなくてできない。

事務局：3月の上旬の第3回委員会で、パブリックコメントの報告やそれを受けて修正した指針の御確認をいただき、答申をいただく予定です。この案の状態で庁内で改めて確認を行い、パブリックコメントを年またぎで行い、それらを整理して、完成に近い状態で3月上旬までに調整をさせていただきます。それまでの間に委員の皆様とやりとりをさせていただくことになります。

事務局：印象としてはいかがですか、粒感など。「さまざまな人権」にあるのは。

委員：誹謗中傷や、それこそ「外国につながるのある人の人権」というのも大きな項目になっていますけど、色々な民族や国籍の方を差別するような言動を簡単に発信できてしまうからこそ、インターネットという言葉自体が適切かどうかかわからないですが、ここの「さまざまな人権」という小項目でなくて、もっと大きな項目で考えるのもよいのではないかと今お話を聞いて思いました。「1 すべての人の人権」の意識づくりの中にその部分を包含するような感じにするのか、別建てで1本あった方がいいのか。高齢者、子ども、障害

者など色々なところにあてはまる部分でもあると思うので。インターネットによる人権侵害というのは詐欺などもあると思うので、大きい柱としてあってもよいのではないかという印象を持ちました。

事務局：「1 すべての人の人権」の中の【特に重要な取組】で今（3）までしかないとここに（4）として入れるのか。

委員：難しいですね。そういう意味では「9 災害発生時の人権」などもすべての人に関わってきますし、少し違和感がある気もします。もっと大きくなってもいいのかなという印象はあります。ただ、「人権侵害」という言葉になるのでそれが大項目になるのもどうか。

事務局：「インターネット等における人権」などの言葉になるかと思うが、主語が大きいとぶつかりあうことにもなりますね。

委員長：何かもっといい言葉があれば。ICT などの言葉をあてはめて。今 ICT の活用がすごく難しいですね。あと差別の問題なども出てきていると思うので。最近出てきた問題ということで「同和問題」や「災害発生時の人権」の次あたりに入れてもいいのかもしれませんね。その中でも取組として、インフラの問題やヘイトスピーチ、詐欺などの犯罪に関する問題など、いくつか重要な取組が出てくると思います。

事務局：ひとつは「1 すべての人の人権」の中でインターネット上のリテラシーなどに触れる。今は差別的発言は紙媒体よりも圧倒的にインターネットを利用したものが多く、「1 すべての人の人権」の中の取組として入れるか、大きな括りにするかは整理が必要ですね。

委員：基本理念の「多様性を認め、互いを思い」というところがあるので、「1 すべての人の人権」の（1）「すべての人が安心して自分らしく暮らせるための意識づくり」の中にインターネットが包含されていても、どれだけそれでネット上のことが載せられるかということもあるが、よいかと思います。もしくは（4）を新設するなど。ただ「インターネット」という言葉でなく意識づくりに重きを置き、人権意識がきちんとしていればそのような問題もなくなる、というふうにするのであれば、「1 すべての人の人権」に包括してもよいかと思います。また、逆にインフラの問題やそういうことも含めて、先ほど話が出たタブレットがあっても家に Wi-Fi がなくてというとインフラの問題が勉強する権利、大きい括りで言うと自分の権利を行使できないようなことに繋がるのかと思うのでそちらの方面で記載してもよいかと思います。

委員：誹謗中傷というところだけの問題とするなら「2 暴力の根絶と人権」に含めてもよいかと思います。

事務局：インターネット上の人権侵害が生じないような取組でしょうか。今素案の 25 頁に記載がありますが、匿名でのアクセスがしやすく、誹謗中傷やプライバ

シー侵害などの問題が出てくるという文脈になっているので「2 暴力と根絶と人権」でも親和性が高いとも考えられます。

委員：すべてに関わるのであれば1番はじめに1本あってもよいと思いますね。

委員長：情報通信技術の発達で色々な問題が起きている訳ですよね。ICTの活用の仕方とか、情報リテラシーなど。高齢者はついていけなくて孤立してしまうような状況もあります。情報のところは非常に多岐にわたり大きな項目になってくるかもしれない。改めて一本項目を設けるか、「1 すべての人の人権」に含めるか。どこかでこういった施策で先駆的に取り組んでいるような行政はありますか。

事務局：事務局で神奈川県や県内他市の人権指針を参考にしましたが、だいたい同じような「さまざまな人権」分野に入っている例が多いです。県がもともと「さまざまな人権」の中の位置づけであり、県を踏襲している自治体が多いです。大きく取り上げているところは他自治体でもないようです。

委員：逆に先駆的に入れてもよいですね。

事務局：神奈川県で策定している指針にどの自治体も概ね構成は似ています。

委員長：鎌倉市は違うぞということで、今まで色々先駆的なこともやってきているわけだから、県より進んでやっていかないといけないと思います。もしできれば、色々な問題を含めて大項目に入れてもよいかもしれない。10年後を考えると大項目に入っている例が多くなると思いますね。もう鎌倉は入っていたよということになるし。他の自治体に真似してもらうくらいでもよいかもしれませんね。

事務局：提案しておきながら申し訳ないですが、今から大項目をたてるのも少し難しいかとも思います。

委員：今からなら「1 すべての人の人権」に入れるのが一番可能性が高く、組み込みやすいかもしれませんね。

事務局：これから大項目をたてるとなると、またそこに必要な文脈を庁内を調整し作成しなくてはいけないということもあり、今から間に合うかどうか。

委員：逆に今「1 すべての人の人権」に入れておいて、今後また策定するときに必要なに応じて大きな項目とするのが一番自然でよいでしょうかね。

事務局：今項目として下にきていますが、課題感を意識するというところで階層を上げるような。「2 暴力と根絶と人権」か「1 すべての人の人権」かどちらか。

委員長：「1 すべての人の人権」として今回持ってくるという形にしましょうか。

事務局：そこで見やすく、取り組みやすくするという意味で。それだけでもだいぶ違うかと思います。

委員長：10年後だと大きく変わっていて「AI と人権」とかロボットと人間との人権問題なども出てきそうですね。そこで大きく変わると思うんですね。今は項

目をひとつ上げるということで。それでよろしいですか。

事務局：「1 すべての人の人権」の中か「2 暴力と根絶と人権」に入れるか。

委員長：1に入れると見えなくなりますか。

事務局：項目出しをするので見えなくなることはないかと思います。1の（4）に入れるか（2）に入れるかなどで。

委員：今の時代はインターネットによる誹謗中傷で自殺されたりとか、ネットの被害は大きな問題になっています。今後も少なることはなく、多くなってくると考えられ、大きな問題になりますよね。

委員長：いじめもインターネットで起こっています

委員：個人的にはインターネットを使うことによってすごくいい取り組みも出来ると思っていて、暴力の根絶と人権のところにインターネットという言葉が入るとインターネット＝悪のようになってしまうので、「インターネット等による人権侵害」という言葉をそのまま使うのであれば、「2 暴力の根絶と人権」の（4）などに入ってくると思います。ただ、使い方によってはとてもよくなるという意識づくりをきちんとしていこうという意味では「1 すべての人の人権」の（4）に入れるのがきれいにかかるかなという印象はありますね。もちろん子どものLINEのいじめとか、高齢者の詐欺の被害などもあります。外国とも簡単に連絡がとれるというメリットもあるので、使い方をきちんとリテラシーを持ってやりましょうねという方向がいいのではないかと思います。

事務局：使うこと自体が悪ではないということですね。

委員：意識の問題というか。だからこそ「1 すべての人の人権」で大事なことであると記載するのがよいかと思いますね。

委員長：暮らしも便利になったし。今更戻ることはできないです。これをどう有効に使っていくかが重要だと思う。両方を書きながら膨らませていただければ。

委員：今LINE相談とか、インターネットでの相談なども多く、それが相談者のためになるのであれば便利なツールになっていますよね。

委員長：情報弱者もたくさんいるのでそのあたりも助けていかななくてはならない。色々なことに全てかかってきますね。

委員：それこそインフラの問題なども入れたいですね。それも人権侵害になることもあり得ると思うので。

委員長：学生などはタブレットを貸与されても使えないという状況がありますものね。そこは大きな問題ですね。そのうちインターネットだけの冊子など出したらどうですか。

委員：そういった啓発は大切だと思います。

委員長：それでは1番よいところに組み込んでいただいて、内容に関しては事務局にお任せしてよいでしょうか。

各委員：異議なし

委員長：それでは各委員からの意見を委員会の見解としていただければと思います。これで本日の議事全て終了となります。委員会を終了いたします。お疲れ様でした。